

愛知県立高等学校ラーニング・マネジメント・システム 構築及び運用保守業務委託 企画提案募集要項

1 本業務の目的

愛知県教育委員会では、2023 年1月に、「愛知県 定時制・通信制アップデートプラン」を策定し、添削指導のネット活用化など、ICT を活用した通信制教育の充実を図ることとしている。

近年、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、様々な学び方を求められるようになっており、中でも、多様な学びの一つとして、定時制高校や通信制高校などの単位制の高校への進学を希望する生徒が増えている。

とりわけ、通信制高校では、生徒は主に自宅で学習し、その成果をレポートとして提出し、教員による添削指導を受ける。また、月に数回程度登校しスクーリングと呼ばれる面接指導を受け、理解を深めていく。しかしながら、現状、レポート課題は紙形式で作成されており、教員と生徒間でのレポート課題のやり取りが煩雑である。また、スクーリングにおいては、生徒の出席状況管理が煩雑であり、生徒も自分の学習状況が把握しづらい。

そこで、愛知県立通信制高校に学習管理システム(ラーニング・マネジメント・システム(LMS))を導入することで、従来、教職員が手作業で行っているレポート課題への対応(添削・郵送業務等)やスクーリングの出席管理、単位の修得状況管理等の業務をオンライン化し、生徒の学籍管理とともに一元管理することで業務効率の向上を図る。また、生徒がリアルタイムで自身の学習状況を確認できるよう学習環境の向上を図る。

2 委託業務の内容

- (1) ラーニング・マネジメント・システムの構築
- (2) ラーニング・マネジメント・システムの運用保守

※ 業務委託仕様書のとおり

3 契約条件

- (1) 契約形態
委託契約とする。
- (2) 委託金額限度額
3,645,000 円(消費税及び地方消費税込みの額)
なお、契約保証金については、愛知県財務規則第 129 条の 2 に基づき、契約金額に 100 分の 10 以上を乗じて得た額とする。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第 129 条の 3 の各号のいずれかの規定に該当する場合は、全部又は一部を免除する。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和8年3月31日(火)まで
- (4) 委託費の支払条件
業務完了後の精算払いとする。
- (5) その他
企画提案に基づく見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。
なお、提案内容等を勘案して委託費を決定するため、契約額が見積額と同じになるとは限らない。

4 応募資格

応募資格者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 企画提案の提出期限までに、愛知県会計局が作成した令和6・7年度入札参加資格者名簿の大分類「03.役務の提供等」のうち、中分類「08.コンピュータサービス」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4<一般競争入札の参加者の資格>の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案の受付期間において、愛知県から入札参加資格(指名)停止を受けていないこと。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)」に基づく排除措置を受けていないこと。

5 応募方法

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書(様式1)

イ 法人等概要(事業者の概要がわかる任意の資料(企業パンフレット等)を添付のこと)

ウ 企画提案書(様式2)

以下について記載すること。

- ・ 提案の基本的な考え方
- ・ 事業実施に係る人員体制
- ・ 情報セキュリティ体制
- ・ スケジュール
- ・ ラーニング・マネジメント・システムの概要
- ・ 追加提案
- ・ 類似業務の受託実績

※ A4縦置き横書き、左綴じ(A3サイズを使用する場合は、二つ折り又は三つ折りにして、A4サイズに編纂すること)

※ 適宜ページの追加可能

※ 応募者名及び団体名は、企画提案書内に記載しないこと。

エ 経費見積書(任意様式)

(ア) 愛知県教育委員会教育長宛て、消費税及び地方消費税を含まない金額で作成すること。

(イ) 所在地(主たる事務所の所在地)、商号又は名称及び代表者名を記載すること。

(ウ) 内訳が分かるように項目ごとに積算額及び積算根拠を記載すること。

オ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書(様式3)及び添付書類

(2) 提出部

8部(正本1部、副本7部)を提出すること。

(3) 提出期限

令和7年5月30日(金)午後5時(必着)

(4) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留等追跡可能なもの)とする。

※ 持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く、平日午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出先

愛知県教育委員会あいちの学び推進課新しい学校づくりグループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6779(ダイヤルイン)

(6) 応募に関する問合せ

この企画提案に関する質問については、以下のとおり電子メールで受け付ける。

宛先	あいちの学び推進課のメールアドレス (aichi-manabi@pref.aichi.lg.jp)
件名	【質問事項】ラーニング・マネジメント・システム構築及び運用保守業務委託
質問内容	別添「質問書」(様式4)に必要事項を記載のこと。
質問受付期限	令和7年5月20日(火)午後5時まで
回答方法	愛知県教育委員会あいちの学び推進課のWebページに掲載する。 ただし、質問内容が質問者固有の内容である場合の回答は、Webページに掲載しない。
その他	未着等の事故を防ぐため電子メール送信後、電話で送付の旨を連絡すること。

6 業務委託説明会の開催

企画提案の応募希望者を対象に、以下のとおり説明会を開催する。説明会への出席は応募の必須条件ではないが、可能な限り出席すること。

(1) 開催日時

令和7年5月14日(水) 午後2時から午後3時まで

(2) 開催方法

オンライン

(3) 参加申込方法

参加希望者は、5月13日(火)正午までに、次のとおり電子メールで申し込むこと。申込者には、オンライン会議のURLや注意事項等を電子メールで送付する。

宛先	あいちの学び推進課のメールアドレス (aichi-manabi@pref.aichi.lg.jp)
件名	【説明会参加申込み】ラーニング・マネジメント・システム構築及び運用保守業務委託
本文記載内容	事業者名、所属、氏名、連絡先(電話番号及びメールアドレス) ※複数名で参加する場合は、人数を記載のこと。

(4) その他

本委託業務に係る募集要項や仕様書は、参加者が準備すること。

7 企画提案の審査・委託先の選定等

(1) 選定方法

ア 提出された企画提案書について、愛知県教育委員会(以下、「県教育委員会」という。)が形式審査を行った後、県教育委員会が設置する、一次選定(書類による事前審査)を行う一次審査会と、二次選定を行う二次審査会において審査を行うものとする。なお、企画提案の応募件数が5件を超えない場合は、一次選定を行う一次審査会は開催しないものとする。

イ 提出された企画提案書等は返却しない。なお、審査会は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じないこととする。

(2) 二次審査会について

ア 開催日時・場所(予定)

- ・ 日時:令和7年6月上中旬
- ・ 場所:愛知県庁内会議室

イ 方法

- ・ 1事業者あたり20分間のプレゼンテーションの後、5分程度の質疑応答を行う。
- ・ プレゼンテーションへの出席に要する費用は、応募者の負担とする。
- ・ 資料は企画提案書とし、プレゼンテーション当日の追加資料は認めない。
- ・ プレゼンテーションは、以下の構成とする。

①ラーニング・マネジメント・システムの実演10分程度(機器の準備含む)

②企画提案書に基づく取組内容の説明10分程度

※ ①のみパソコン、プロジェクター等の電子機器の使用可(プロジェクター(PC接続のためのHDMIを含む)及びスクリーンは県教育委員会が用意)

(3) 審査基準

審査においては、以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 確実性・信頼性

イ 知識・専門性

ウ 実施体制

エ 提案内容の的確性

オ 追加提案

カ 費用積算の妥当性

キ 社会的取組

(4) 選定結果

選定結果については、応募者に対して書面で通知する。

(5) 契約

ア 契約締結

県教育委員会は、企画提案書に基づき、委託先候補者と委託事業に係る具体的な事業内容及び経費等について協議を行い、この結果、県教育委員会と委託先候補者との間で委託事業内容及び委託金額について合意に達した場合に限り、正式な見積書を徴収して、委託契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者を協議する者とする。

- イ 契約条件等
別添契約書(案)による。

(6) 秘密保持

提出された企画提案書等は、本委託先選定のためのみに利用し、愛知県庁内部において厳重に管理する。

8 スケジュール（予定）

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 説明会 | 令和7年5月14日(水)午後2時から午後3時まで |
| (2) 質問受付期間 | 公示の日から令和7年5月20日(火)午後5時まで |
| (3) 企画提案書提出期限 | 同年5月30日(金)午後5時必着 |
| (4) 審査会開催・候補者決定 | 同年6月上中旬 |
| (5) 委託事業者決定・契約締結 | 同年6月中旬 |

9 その他注意事項

- (1) 企画提案に必要な費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案は、1事業者1案とする。
- (3) 提出書類の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類は返却しない。また行政文書の開示請求があった場合については、以下のとおりとする。
 - ア 採用となった企画提案書は、原則開示する。
 - イ 不採用となった企画提案書は、開示しないものとする。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。
 - ア 応募資格のない者が応募・企画提案した場合
 - イ 提出書類が提出期限を越えて提出された場合
 - ウ 提出書類に明らかな不備があった場合や、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示内容に違反があった場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 実施に当たっては、採用された企画提案の内容を協議の上、変更することがある。
- (7) 契約の成果物に関連して発生した著作権は、全て県教育委員会に帰属するものとする。ただし、第三者が権利を有するイラスト、写真、キャラクター等の素材を使用した場合、又は受託者が本件業務を受託する以前から有していたものは、この限りではない。（詳細は、仕様書6(6)のとおり）

10 問合せ先

愛知県教育委員会あいちの学び推進課新しい学校づくりグループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
電 話 052-954-6779(ダイヤルイン)
E-mail aichi-manabi@pref.aichi.lg.jp